

次世代エッジ A I 半導体研究開発事業
知財マネジメント基本方針

未来創造研究開発推進部

日本版バイ・ドール制度の目的（知的財産権の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業化活動において効率的に活用すること）及び事業の目的を達成するため、事業においては、以下の知的財産マネジメントを実施することを原則とする。

本方針に記載のない事項については、事業の目的を踏まえ、事業に参加する全ての委託研究機関（J S Tと委託研究契約を締結する機関。以下同じ。）の間の合意により必要に応じて定めるものとする。

委託研究機関は、本方針に従い、原則として事業開始（委託研究契約書の締結）までに、他の委託研究機関との間で知的財産の取扱いについて合意するものとする¹。なお、委託研究機関の間での知的財産の取扱いについての合意書（以下「知財合意書」という。）の作成に当たっては、将来の事業化に向けた研究開発成果の活用を念頭に置くとともに、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」を参考にする。

1. 本方針で用いる用語の定義

（１）「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。

① 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）及び特許を受ける権利

② 実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）及び実用新案登録を受ける権利

③ 意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）及び意匠登録を受ける権利

④ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利

⑤ 種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び品種登録を受ける地位

⑥ 前①から⑤までの外国における各権利に相当する権利

⑦ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）並びに外国における当該著作権に相当する権利（以下「著作権」という。）

⑧ 前①から⑦までに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、J S T及び委託研究機関が協議の上、

¹ 委託研究機関が1者のみである場合は、知財合意書の提出は不要。

特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

（２）「発明等」とは、以下に掲げるものをいう。

- ① 特許法第２条第１項に規定する発明
- ② 実用新案法第２条第１項に規定する考案
- ③ 意匠法第２条第１項に規定する意匠及びその創作
- ④ 半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第２項に規定する回路配置及びその創作
- ⑤ 種苗法第２条第２項に規定する品種及びその育成
- ⑥ 著作権法第２条第１項第１号に規定する著作物及びその創作
- ⑦ ノウハウ及びその案出

（３）発明等の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２１条から第２８条までに定める権利に基づく利用行為並びにノウハウの使用をいう。

（４）「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権又は著作権若しくはノウハウの使用の独占的許諾の権利をいう。）

（５）「フォアグラウンドＩＰ」とは、事業における研究成果に係る知的財産権をいう。

（６）「バックグラウンドＩＰ」とは、委託研究機関が事業の開始前から保有していた知的財産権及び事業の開始後に事業の実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。

（７）「大学等」とは、以下に掲げる研究機関の総称をいう。

- ① 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人
- ② 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関
- ③ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、ＪＳＴが認めるもの

（８）「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

２．委託研究契約書において定める事項

（１）日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第１７条）について

ＪＳＴは、フォアグラウンドＩＰについて、委託研究機関が産業技術力強化法第１７条第１項各号に定める以下の事項を遵守することを条件として、委託研究機関から原則譲り受けないものとする。ただし、委託研究機関に海外の研究機関が含まれる場合には、当該海外の研究機関が以下の事項を遵守することを条件として、フォアグラウンドＩＰについて当該海外の研究機関とＪＳ

Tとの共有とすることができるものとし、当該海外の研究機関とJSTの持分の合計のうち50%以上の持分はJSTに帰属するものとする。

- ・研究成果が得られた場合には、遅滞なくJSTに報告すること
- ・国が公共の利益のために必要があるとして求めた場合に、フォアグラウンドIPを無償でJSTに実施許諾すること
- ・フォアグラウンドIPを相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に当該フォアグラウンドIPを実施許諾すること
- ・フォアグラウンドIPの移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、あらかじめJSTの承認を受けること

(2) 知的財産権の利用状況調査（バイ・ドール調査）の実施

JSTは、成果の有効活用を図るため、委託研究機関に対して、バイ・ドール調査を実施し、事業にかかる知的財産権の利用実態を把握するものとする。

(3) その他の事項

- ① 委託研究機関が合併又は買収された場合は、速やかにJSTに報告するものとし、JSTは、当該委託研究機関が保有するフォアグラウンドIPについて、当該合併等の後においても事業化活動において効率的に活用されるか等の観点で検討を行い、必要に応じて当該合併等の後におけるフォアグラウンドIPの保有者以外の第三者による実施を確保する。
- ② 委託研究機関が、その親会社又は子会社（これらの会社が海外の研究機関である場合に限る。）などへフォアグラウンドIPを移転等しようとする場合は、JSTに事前連絡の上、JSTの承認を得るものとする。
- ③ 委託研究機関が海外の研究機関の場合は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (ア) JSTは、JSTと海外の研究機関のみが共有するフォアグラウンドIPについて、第三者に対して実施許諾することができるものとし、海外の研究機関はこれに同意するものとする
 - (イ) JSTが海外の研究機関と共有するフォアグラウンドIPに係る出願費用等は、海外の研究機関が負担すること

3. JSTと委託研究機関とが約する事項

(1) 研究開発成果の取扱い方針の作成及び報告

委託研究機関は、事業としての研究開発成果の権利化／秘匿化／公表等の取扱い方針を作成し、作成後速やかに、当該取扱い方針をJSTに報告する。

(2) 研究開発成果の取扱いの報告

委託研究機関は、各研究開発成果につき、上記取扱い方針に基づき判断した結果（各研究開発成果の権利化／秘匿化／公表等の取扱い及びその判断理由）を速やかにJSTに報告する。

（３） 各報告の方法

委託研究機関は、上記取扱い方針及び上記取扱い方針に基づき判断した結果をＪＳＴが別途指定する様式によりＪＳＴに報告する。

（４） 特許出願の非公開制度への対応

委託研究機関は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）の第５章「特許出願の非公開」を遵守するものとする²。

４． 委託研究機関の間の知財合意書で定める事項

（１） 知的財産マネジメントの実施体制の整備

本方針に従い知的財産マネジメントを適切に実施するため、知財運営委員会を設置する。

知財運営委員会は、研究開発の成果についての権利化、秘匿化、公表等の方針決定、実施許諾に関する調整等を行う。

知財運営委員会は、プログラムオフィサー、事業に参加する全ての委託研究機関の代表者、知的財産の専門家等から構成する。

知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項を定めるため、知財運営委員会運営規則を作成する。また、前記方針決定のための、事業としての研究開発成果の権利化／秘匿化／公表等の取扱い方針を作成する。

（２） 秘密保持

委託研究機関は、委託研究機関が保有する技術情報を他の委託研究機関に開示する場合における秘密保持のため、必要な手続や対象範囲等を委託研究機関の間であらかじめ合意するものとする。

（３） 事業の成果の第三者への開示の事前承認

事業の成果については、知財運営委員会の承認を得ることなく、委託研究機関以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。

（４） 発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続

事業の実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会に対し、当該発明等の成果の内容を届け出るものとする。

知財運営委員会は、届出を受けた発明等の成果について、出願による権利化、秘匿化、論文等による公表の要否を審議し、その取扱いを決定するものとする。出願により権利化する場合にあ

² 特に、法第７３条（保全対象発明の実施の制限）、法第７４条（保全対象発明の開示禁止）又は法第７８条（外国出願の禁止）等については、違反した場合拘禁刑若しくは罰金に処し、又はこれを併科されることがあるため、十分に留意すること。

っては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等についても審議し、決定するものとする。

（５）研究開発の成果の権利化等の方針

研究開発の成果を出願により権利化する場合においては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される日本以外の国においても権利化することを原則とする。

また、出願による権利化の件数を重視するのではなく、権利化しない選択も考慮するとともに、成果の内容に応じて、秘匿化、論文等による公表の可否を検討する。

（６）フォアグラウンドＩＰの帰属

フォアグラウンドＩＰは、発明者等が属する委託研究機関の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

研究開発の成果を得た委託研究機関以外の者に保有させることで、研究開発の成果の有効な活用が見込まれる場合、発明者等が属する機関にフォアグラウンドＩＰを保有させても研究開発成果の有効な活用が見込まれない場合、委託研究機関がＣＩＰ（Collaborative Innovation Partnership：技術研究組合）を設立し当該組合が将来組織変更して事業会社となることを想定している場合等には、将来の事業化を見据えて適切な者がフォアグラウンドＩＰを保有するよう、必要な範囲で、発明者等の属する機関以外の者にフォアグラウンドＩＰの一部又は全部を譲渡することをあらかじめ委託研究機関の間の合意により定める。

（７）共有するフォアグラウンドＩＰの実施

委託研究機関は、他の委託研究機関と共有するフォアグラウンドＩＰについて、自由かつ無償にて実施できるものとするを原則とする。

この際、自ら実施できない大学等が共有権者となる場合について、大学等に実施能力がないことを根拠とした補償の取扱いは、以下のとおりとする。ただし、共有権者間の合意が得られていれば、他の取扱いとすることを妨げない。

- ① 実施前期間においては、原則として、無償とするものとする。
- ② 実施期間中においては、原則として、大学等が第三者への実施許諾を自由に行使できるのであれば無償とすること、逆に、第三者への実施許諾ができない（共有権者が独占的地位を確保する）場合については、有償とすることについて検討するものとする。

（８）知的財産権の実施許諾

① 事業期間中の実施許諾

委託研究機関は、自己が保有する知的財産権（フォアグラウンドＩＰだけでなく、委託研究機関が本件事業の開始前から保有していた知的財産権及び本件事業の開始後に本件事業の実施とは関係なく取得した知的財産権を含む。後記②においても同じ。）について、事業中における他の委託研究機関による事業内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、事業の円滑な遂行に協力するものとする。

ただし、他の委託研究機関との間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。

② 事業の成果の事業化のための実施許諾

委託研究機関が事業の成果を事業化するために必要な範囲で、他の委託研究機関は、その知的財産権について実施許諾することを原則とする。

ただし、知的財産権を実施許諾することにより、当該知的財産権の保有者たる国内企業等の既存又は将来の事業化活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、実施許諾を拒否することができるものとする。

このほか、例外として認める範囲については、他の委託研究機関との間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、事業の成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、合理的な解決を図るものとする。

③ 委託研究機関以外の者への実施許諾との関係

委託研究機関が、そのフォアグラウンド I P について、他の委託研究機関に実施許諾する場合、委託研究機関以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

(9) フォアグラウンド I P の移転先への義務の承継

委託研究機関は、フォアグラウンド I P の移転を行うときは、フォアグラウンド I P について課されている実施許諾等に関する義務を移転先に承継させるものとする。

(10) 事業の体制の変更への対応

委託研究機関は、事業から脱退した場合においても、知財合意書により自己に課された義務を引き続き負うものとする。

また、委託研究機関の体制が変更され、あるいは委託研究機関が追加された場合には、原則として当該委託研究機関に対しても当初の委託研究機関と同様の権利・義務を課すものとする。

(11) 合意の内容の有効期間

事業の成果の事業化に支障が生じないようにするため、事業期間終了後も含め、必要な範囲で合意の内容についての有効期間を定めるものとする。

(12) 合意の内容の見直し

委託研究機関の間で合意した取り扱い方針およびそれに基づく発明等の成果の権利化、秘匿化、公表等の決定は、当該合意後の事情の変更等に応じて見直すことができるものとする。

5. 未利用成果等の活用促進

J S Tは、事業による技術開発成果から得られるアウトカムの最大化を図ることを目的に、第三者への開放が可能な成果（サンプル、知的財産権等）については、その成果の活用を希望するユーザーとのマッチングによる未利用成果等の活用促進を図るものとする。

また、J S Tは、利活用されていない成果について、バイ・ドール調査等の情報を用いて要因分析等を進めつつ、日本版バイ・ドール規定の趣旨を踏まえた更なる成果促進策について検討を進める。

6. その他

本方針は、2025年7月25日から適用する。

（改訂履歴）

2025年7月第1版